

# 第6次御浜町総合計画（後期基本計画）策定支援業務仕様書

## I. 総則

### 1 業務名

第6次御浜町総合計画（後期基本計画）策定支援業務（以下、「本業務」という。）

### 2 業務目的

御浜町（以下、「本町」という。）は本町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため策定した「第6次御浜町総合計画（前期基本計画）」（以下、「現行基本計画」という。）の計画期間が令和7年度で終了することから、令和8年度を初年度とする「第6次御浜町総合計画（後期基本計画）」（以下、「次期基本計画」という。）の策定に着手する。

また、次期基本計画には、令和4年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を受け、本町において令和5年10月1日に策定した「御浜町デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下、「現行総合戦略」という。）を継承する「第2次御浜町デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下、「次期総合戦略」という。）も含むものとする。

加えて、次期計画策定後の評価・検証や、特に町民への周知・啓発に向けた分かりやすい計画冊子、計画概要版の作成を行うものとする。

本業務は、本町の独自性を打ち出した実効性の高い新たな次期基本計画の策定を目的とし、その策定の支援を目的とする。

### 3 適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、本町条例等の関係法令に基づき実施する。

### 4 疑義

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、本町と協議の上、指示に従い業務を遂行すること。

### 5 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年1月31日とする。

### 6 業務実施上の条件

#### (1) 業務責任者

業務責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとし、専任者を配置する。

#### (2) 業務の打ち合わせ

本業務の円滑な進捗を図るため、業務実施期間中においては、本業務の進め方や進行管理・成果

等について本町と連携を図り十分な協議を行うとともに、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにする。

## 7 その他

・本業務を遂行する上で知り得た情報については、本町の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。個人情報の取扱いに関しては、御浜町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に行うこと。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当する者、または次のア～キに該当する者は本業務を受託することはできない。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

・受託者は、本町の承認を得ることなく受託業務を他人に委託することはできない。

・その他、関係法令及び本町例規を遵守すること。

## 8 資料の貸与

本業務に必要な本町保有資料は貸与するが、適正な管理を持って保管するとともに、業務終了後は速やかに返却すること。

## 9 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて本町の所有とし、本町の許可なくして貸与・公表・使用してはならない。

## Ⅱ. 業務内容

### Ⅰ 業務概要

次期基本計画の策定にあたっては、社会経済情勢、本町の現状の変化などを踏まえた計画策定に努めるとともに、本町において取り組んできた「私たちみんなが、町への誇りと愛着を大切に、私たちみんなが、主体となって進めるまちづくり」をさらに進めるための取り組みを実施しながら、その計画づくりを進めることとする。

上記のようなことから、次期基本計画の策定を確実かつ計画的に遂行するため、本業務は、作成全般にかかるコンサルティング業務とし、内容は次のとおりとする。

#### (1) 次期基本計画全般の企画立案及び策定作業への協力・指導等

政策分野に関わる各種サービスや施策について、具体的施策の KPI の設定支援を含む。

#### (2) 関係会議等の運営支援

総合計画審議会、総合計画策定委員会、同作業部会及び住民参画によるまちづくり会議(仮称)、御浜町まち・ひと・しごと創生推進会議、御浜町地方創生総合戦略策定推進本部会議等、本業務に関係する会議への参加、運営協力・指導及び資料作成、意見取りまとめ、会議録作成等の支援を行う。

#### (3) 基礎調査(本町の現状把握及び分析等)の実施

- ・本町及び県等の既存地域資料(各種計画書等)を収集・分析するとともに現況基礎データを収集、整理し、次期基本計画策定の基礎とする。
- ・本町の現状分析、将来人口の推計、社会動向分析
- ・現行基本計画及び現行総合戦略の進捗、達成状況を基に調査・検証・評価を行い課題抽出する
- ・全国自治体との比較による住民幸福度の分析

#### (4) 住民アンケートの実施

- ・次期基本計画策定のための基礎調査として、住民対象アンケート調査を実施する。
- ・回収したアンケート回答は、入力・整理・集計・分析を経て報告書としてとりまとめ、計画へ反映する。

#### (5) 行財政改革の取り組み及び次期基本計画進捗管理のスキームの確立

本町が進める行財政改革の一助にする観点から、効果的、効率的な行政運営の取り組み及び次期基本計画進捗管理について、PDCAサイクルが確立できる評価・検証の仕組みづくりの構築に向けた、提案・助言を行う。

(本町では、現行基本計画の目標達成状況を確認するとともに、必要に応じ施策を見直す取り組みを実施しているが、PDCAサイクルのうち、とくに「C」と「A」について十分に機能していない現状にある。)

#### (6) 住民参画の推進

住民団体等が主体となり、参加した住民が今後、まちづくりの担い手となるようなきっかけと気づきを得られる時間を創造するとともに、次期基本計画策定に活用する。

(7) パブリックコメント・住民説明会等への運営協力

次期基本計画等および次期総合戦略の素案にかかるパブリックコメント・住民説明会等の際し、実施に関するアドバイス、資料作成、意見集約、意見への対応案の作成、次期基本計画への反映を行う。

(8) 計画書の作成

確定した次期基本計画書を作成する。わかりやすい計画書とするために、レイアウトを工夫するとともに、図表、地図、イラスト、概念図、写真などを盛り込んだ構成とする。

(9) 概要版の原稿作成

確定した次期基本計画に基づく概要版の印刷製本を行う。内容を住民に周知するという目的を勘案して、住民目線でわかりやすく、レイアウトを工夫するとともに、図表、地図、イラスト、概念図、写真などを盛り込んだ構成とする。

(10) 中間報告書の作成

基礎調査、住民アンケート、関係会議等の結果、意見等を中間報告書（データ納品）としてまとめる。時期については別途協議する。

## 2 次期基本計画の構成

次期基本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「総合戦略」で構成する。それぞれの概要及び計画期間は次の通りとする。

(1) 基本構想

本町のまちづくりの基本理念並びにまちの将来像を示すものであり、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間としているため大幅な見直しは行わない。

(2) 基本計画

基本構想を実現する為の施策の基本的方向及び体系を示すもので、計画期間を前期・後期の5カ年ごとに区分し、各期終了時に進捗状況を評価し、社会・経済情勢の変化に合った柔軟な計画の見直しを行うこととし、本業務では、令和8年度から令和12年度までの後期基本計画策定への支援とする。

(3) 総合戦略

総合戦略は、基本計画と計画期間を併せた計画となる。

令和4年12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を受け、本町において令和5年10月1日に策定した現行総合戦略を継承する形で、新たな人口ビジョンの作成もこれに含む。

### 3 成果品

下記3点（a, b, c）を令和8年1月31日までに成果品として納品する。

（a）第6次総合計画後期基本計画（総合戦略を含む）

※企画・デザイン含む・A4版、約150ページ、500部製本

①表紙（フルカラー）

②コート紙

③本文2色刷りもしくはフルカラー、使用写真データは提供

④アジロ綴じ製本

・上記計画書をPDF、およびWORDで編集可能な形式にて保存した電子記憶媒体

（b）第6次総合計画後期基本計画概要版

※デザイン含む。A4版、約2~4ページを想定、3,000部製本

①表紙（フルカラー）

②コート紙

③本文フルカラー、使用写真データは提供

④中綴じ製本

・上記計画書をPDF、およびWORDで編集可能な形式にて保存した電子記憶媒体

（c）その他成果物一式（アンケート調査結果、住民参画結果、審議会資料等）を保存した電子記憶媒体

### 4 著作権及び版権

本業務で作成された印刷物の著作権及び版権は、本町に帰属するものとする。